# ガザン・ハンのダールッスィヤーダ (dār al-siyāda)

岩武昭

男

じめに

は

1.ガザンのダールッスィヤー ダールッスィヤーダの機能

「カーシャーンの三村に關するワクフ文書」ガザンのダールッスィヤーダ

三 ダールッスィヤーダ建造の影響二 社會政策としてのダールッスィヤーダ

おわりに

サイイド・カーシー家

ı

はじめに

一四、一五世紀のイラン史の史料上に、しばしば、ダールッスィヤーダ(dār al-siyāda)という施設に關する記述が現

中で、著者ゴロムベク L. Golombek 氏とウィルバー氏は、"hospice for Sayyids"と規定している。(2) と規定し、また、近年(一九八八年)出版されたティムール朝時代のイランと中央アジアの歴史建造物を網羅した建築史の(1) れる。この施設に關して、イルハン時代イランの建築史を著したウィルバー D. Wilber 氏は、"alms-house for Sayyids" しかし、彼らはま

た「どのようなサービスが行われたかは明らかではない」とも述べている。(3)

設としての機能と彼らのための慈善の據點としての機能を持っていることを示した。ただし、これは地方都市ヤズドの一al-Dīn Muḥammad が建造した ダールッスィヤーダに 關するワクフ文書を 分析し、その施設がサイイドのための宿泊施 ているといえる。 サイイドが建造した例であり、ダールッスィヤーダの機能を確定し、その建造の意義を考察するには、例證が未だ不足し このような研究狀況の中で、 筆者はイルハン時代末期のヤズドの サイイド、 シャムスッディーン ・ムハンマド Šams

あろう」と述べている。そうだとするなら、 まず、 ガザン Ġāzān Xān のダールッスィヤーダの機能、(5) する記述によってその機能を確定し、二、ガザン・ハンのダールッスィヤーダの建設の意圖を考察し、三、ガザン以降の の意義を明らかにすることを目的に、順次論を進める。 ダールッスィヤーダをめぐる狀況を探ることによって、一四世紀以降のイラン史において占めるダールッスィヤーダ建造 の意圖が探られねばならないであろう。以下、本稿では、一、諸史料上に現れるガザン・ハンのダールッスィヤーダに關 ゴロムベクとウィルバーは「ダールッスィヤーダは、イルハン、ガザンがタブリーズに建造したものがプロトタイプで およびその建造

49

# 一 ダールッスィヤーダの機能

# 1 ガザンのダールッスィヤーダ

次のような記事が載せられていて、研究者の注意を引いてきた(二字下げ、または「 」でテキストの引用箇所を示す)。 ンは預言者の夢を見てから、預言者の一族に對する敬愛を增し、イドラール〔年金〕(idrār)等を設定していたという記 ガザン・ハンのダールッスィヤーダ建造に關しては、ラシードゥッディーン Rašīd al-Dīn の Čāmi' al-Tawārtx に ガザ

述に續く箇所である。

各々の者たちに、俸給(waẓā'if wa mušāhirāt)を與えるようにしていたが、〔そのために、このように〕言われた 「〔それらは〕ファキーフやスーフィーや他の者たちのものであり、 サイイドたちのものではない。 これはどうであ 彼は、ハーンカーフやマドラサ、マスジド、その他の慈善施設(abwāb al-birr)を各地に造り、ワクフを設定して、

ろうか。アリー家の者たちのものも必要である」と。そして、タブリーズと、 國中の他の偉大なる諸州(wilāyāt-i

彼らの諸事(maṣāliḥ)のために、 彼が適當と見た額を――ワクフ文書(waqfnāmahā)がそれを語っているように mu'azzam)、すなわち、イスファハーンやシーラーズ、 バグダード、 その他の主要都市 [(bilād-i mu'tabar) に、サ イイドたちがそこに住めるようなダールッスィヤーダを造るよう命じ、彼らもまた彼の慈善から恩惠を受けるべく、

――設定した。

[ĠT:399]

50

四都市に建造されたこととワクフによって運營されるべきものであったことが確認できる。 ガザンのダールッスィヤーダが少なくともタブリーズ、イスファハーン、シーラーズ、バグダードの

さらに、 ラシードは、タブリーズのシャンブ Šanb のガザニーヤに附屬するダールッスィヤーダの、 ワクフの收益の使

途に關し、次のような四項目を擧げている。

1 敷物 (farš wa ṭarḥ) の買い足し、ロウソク・油 (?muzāb)・香料の購入費 (bahā)

2 その地に住むナキーブ(naqīb kī muqīm-i ānǧā bāšad)に屬すサイイドと〔その地を〕往來するサイイドの

〔3〕 ダールッスィヤーダの諸件を行い、ワーキフ(wāqif)の條件に從ってサイイドたちへの奉仕を行う係の職員 (murattab)の俸給(waẓīfa)

 $\overline{4}$ 管理人(xādim)や料理人(maṭbaxī)やそこにいて他の仕事を行う者たちの給與(mawāǧib) [ĠT:418]

Hilalī は、「〔ガザンは〕サイイドたちに大變好意を抱いていたので、 一〇のダールッスィヤーダを國の各地に建造し、 の七三三年/一三三二―三三年の版において、「〔ガザンは〕イラークの諸都市とタブリーズ、イスファハーンにダールッり上げていることからも判斷できる。シャバーンカーライーŠabānkāra'ī しかりであり、彼はその著作 Mağma' al-Ansāb 各々に多くのワクフ〔物件〕を設定していた」と述べている〔MT:348b〕。 また、七七九年シャァバーン月/一三七七年一二月にその著 Manāhig al-Ṭālibīn fī Ma'ārif al-Ṣāliḥīn を完成さ スィヤーダを建造し、サイイドたちを大變尊重、尊敬し、贊美、慰撫していた」と述べている〔MA/ms:257a;/tx:269〕。 ンの歴史家たち、特に地方在住の世界史執筆者がガザン治世に關する短い記述の中で、このダールッスィヤーダ建造を取 ガザンのダールッスィヤーダ建造が、イラン社會にとっていかに重要な意義を持っていたかに關しては、その後のイラ ムザッファル朝シャー・シュジャー Šāh Šuǧā、に獻呈したアラー・カズヴィーニー・ヒラーリー 'Alā Qazwīnī

ms:175b;/tx:93] というものである。 ド(ṣādir-u-wādir wa qaṣṣād-u-zawwār-i sādāt)のために、 ダールッスィヤーダを建造せよ」という命を出した〔TU/ イドの保護を求めて、「タブリーズのシャム Šam〔=シャンブ〕の慈善施設(abwāb al-birr)、 ルーム、バグダード、ケ は、七〇二年/一三〇二一〇三年に起こった、一人のサイイドが集團によって虐殺された事件に激怒したガザンが、サイ べ、より具體的で詳しい記事を記載している〔TU/ms:174a-175b;/tx:90-94〕。その 詳細 は次章で分析するが、それ(9) Qāšānī(=Kāšī) が、ガザンを繼いだオルジェイト Ūlǧāitū の治世を記述した Tārīx-i Ūlǧāitā にラシードの記述に比 ルマーン、シーラーズといった全世界(ğumla-yi sawād-i mamālik wa bayāḍ-i masālik-i ğahān)に、往來するサイイ そして、ガザンのダールッスィヤーダ建造に關しては、何よりもアブルカースィム・カーシャーニー Abū-'l-Qāsim

557

この建造の年代について確認すると、タブリーズのシャンブのガザン廟(qubba-yi'alī)の建設は、六九六年ズルヒッ

ジャ月一六日/一二九七年一〇月五日に始まる〔ĠT:324〕。 ガザンが、 そのシャンブにラサド 〔天文時計臺〕(raṣad) 年三月二日であった〔ĠT:353〕。建造の日附は、七○二年ラジャブ月/一三○三年二—三月ということが確認できる。 ーナ('Āna)とハディーサ(Ḥadīṣa)へ向から途上で發案されたが、アーナ到着はこの年のラジャブ月一二日/一三○三 ーニーの記述では、 時點で、 ガザニーヤの慈善施設は形成されていたことが確認でき、 これは、 上記のラシードの、 ダールッスィヤーダが 廟(gunbad-iʻālī)と慈善施設(abwāb al-birr)のわきにラサド一件を建てよ」というものであった〔ĠT:339〕。この の建造を命じたのは、 「ファキーフやスーフィーや他の者たち」のための諸施設の後に建造されたという記述とも一致する。さらに、カーシャ また、バヤーニー 後に詳しく見るように、ダールッスィヤーダの建造の計劃はシリア遠征のためのモラスィル近郊のア X. Bayānī 氏が紹介するハーフィゼ・アブルー Ḥāfiẓ-i Abrū の Mağma, al-Tawārīx のイラン 六九九年ラマダーン月一六日/一三〇〇年六月五日で あるが、 その命は「シャム〔シャンブ〕の

が存在する。(11) al-Mūminīn がナジャフであることが確認される。また、スィヴァスのダールッスィヤーダに關しては、 ザンがダールッスィヤーダを建造したことを傳えており [NQ:32]、ハーフィゼ・アブルーの語る Mašhad-i のシャンブに建造されたという〔ZĞT:101n.〕。地理書 Nuzhat al-Qulūb は、 Mašhad-i 'Alī、 すなわちナジャフにガ 造地に關して、イスファハーン、カーシャーン、ルームのスィヴァス、Mašhad-i Amīr al-Mūminīn、およびタブリーズ ラシードの書簡

所在の一寫本中に、明らかにカーシャーニーの記述に基づいた記事が存在する〔ZĠT:101n.〕。 ただ、そこでは、

その建

52

て、 ない他の二都市、一○都市にダールッスィヤーダを 建造し、 運營のためのワクフを 設定していたことが 判明する。 そし ヤ、イスファハーン、シーラーズ、バグダード、ケルマーン、カーシャーン、スィヴァス、ナジャフの八都市と確認でき これらの記述によって、 ゴロムベクとウィルバーが述べるように、ガザンのダールッスィヤーダがその後のダールッスィヤーダのプロトタイ ガザンは、七〇二年ラジャブ月/一三〇三年二一三月に、

タブリーズの シャンブの

ガザニー

す。

プであったと認めてもよいであろう。

しかし、ここから直接にその機能に關する結論を導き出すことは、些か早計であろう。より詳細な情報が我々にとって

2 「カーシャーンの三村に關するワクフ文書」

ガザン・ハン治世に作成されたカーシャーンのダールッスィヤーダのワクフ文書の寫しであることを旣に示している。し物の形であると述べている。さらに、アフシャール氏は、この文書が、七○三年ラマダーン月半ば/一三○四年四月の、 ンの水利管理人(mīrāb)サイイド・フサイン Sayyid Ḥusain という人物が所有するものであり、 一八×二九○㎝の卷 yi sih dīh dar Kāšān"という文書がある。校訂者アフシャール I. Afšar 氏は、その序文で、この文書は、カーシャー し、またイランにおいて地名研究に用いられた以外、管見の及ぶ限り研究に供されていない。(ほ) 雜誌 Farhang-i 『rān-Zamīn 四號一九五六年に掲載された、「カーシャーンの三村に關するワクフ文書」"Waqfnāma-ある施設の機能を明確にするうえで、そのワクフ文書は極めて有效な史料となる。 現在まで、フランスのオバン J. Aubin 氏が、この文書の證人の中に、ヤズドのニザーム家の一員がいることを示

ィヤーダの周圍の記述から始まっているが、 以下の譯では、 その周圍の記述は省略した(〔〕內にテキスト上のページを示 以下に、この文書の本文の譯出を試みる。なお、この文書には、冒頭部分が缺けており、ワクフ對象施設のダールッス

Bidgul, qarya Harāskān, qarya Muxtaṣṣābād の全體すべてをワクフとした。 これら三村はそこでよく知られてお(与) り、境界と描寫の記述はなしで濟み、 住民(ahālī-hā)の閒でこの名で有名であるためこれ以上の說明と紹介は必要 〔一二三頁〕…。それを彼ら〔サイイドたち〕の住居、 宿泊所となるよう《ダールッスィヤーダ》と名付け、 qarya

が ない。

敷物、 や〔鋤などの〕耕作要素(al-'awāmil) およびその準備に役立つその他のもの(? sā'ir mā yuǧdī fī isti'dādi-hā)(行) いる。〔また〕以下に說明される諸事(al-maṣāliḥ)、配給(al-murtazaqat)に用いる。 產(raqabat)の管理、その施設の裝飾、それに必要で、そのような施設に通常備わっている(ya'tādu maṣala-hā) の整備の代金に用いた後、ダールッスィヤーダと名付けられたワクフ對象施設(al-bugʻat al-mauqūfʻalai-hā)の資 益(hāṣil-hā)を、ワクフ物件(mauqūfāt)の管理とそれに必要な、耕作者の賃金(uğrat al-akarat)、種子 (al-buzūr) 〔以下のように〕定めた。すなわち、ムタワッリー mutawallī は、それら〔三村〕を掌握し、繁榮させ、その收 調理器具、 ロウソク、亞麻仁油(al-bazr)の整備と祝福された夜の、通常以上のその整備に留意するために用

る。(18) - スタワッリーに〔以下のように〕命じた。 すなわち、 サイイドたちに 係わる その施設に 〔以下の者たちを〕定め、 ムタワッリーに〔以下のように〕命じた。 すなわち、 サイイドたちに 係わる その施設に 〔以下の者たちを〕定め る神の言葉の讀誦に從事する ḥāfīz 五人/farrāš 〔淸掃人〕/bawwāb 〔門番〕/saqqā' 〔水運び〕/maṭbaxī 〔料理 imām〔禮拜導師〕/サイイドの子供たちを教育する mu'allim〔教師〕/mu'azzin/〔一二四頁〕 そこで 至高な

/臺所の必需品を取り揃える murattab 〔係の職員〕 imām に 100 dīnār-rā'iğ, mu'allim に 100 dīnār の俸給を與える。殘りの者たち各々に 60 dīnār を與え

る。

定められた〔以下の〕各配給、各支給('umlat)においても遵守される。 が受入られることを必要とする(al-muqtaḍīna li-qubūli šahādati-him šar'an)。 この條件は、 彼らの權利のために 適當であることが求められ(al-mutasammīna bi-'l-ṣalāḥi wa-'l-sadādi)、法的にその〔サイイドであることの〕證明 貧しいサイイドたちのうちから、 その施設に滯在し、信仰生活 (al-ʻibādat) を送る二五人を定める。彼らは、 適切

滯在者の各々に毎年 20 dīnār-rā'iğ を與える〔計 500 dīnār〕。

その施設を通過する〔サイイドの〕旅行者に對し、 毎年 2700 dīnār となるように、 每日 7½ dīnār をパンと副

そこを通過する者四○○人に、靴代として、各人 3 dīnār-rā'iğ、每年〔計〕1200 dīnār を與える。

コーランとイスラムの法(šarā'i' al-Islām)の學習に從事する、サイイドの貧しい子供たち二〇人に、 每年、

十分なものを明らかに(zāhiran)持たず、必要經費(ḥāğat-hunna)を支拂えない貧しいサイイドの娘たちの結婚

30 dīnār'

〔計〕600 dīnār を使う。

〔資金〕(tazwiğ)に、彼女たちの二○人に、各人 50 dīnār を使い、每年〔計〕1000 dīnār を使う。

サイイドたちの死者の埋葬〔費〕 (tağhīz mautā-hum) に、その一〇人分、各人 6 dīnār で、毎年〔計〕60 dīnār

人〕に 60 dīnār を使う。 年 740 dīnār-rā'iğ、彼らの治療に攜わる ṭabīb〔醫者〕に 100 dīnār、 病人の諸事〔の管理〕を行う xādīm〔管理 サイイドたちの病人の諸事(maṣāliḥ)とその治療(tadāwī)に、薬代、シャーベット代として、〔一二五頁〕每

定められたものであること。 その dīnār-rā'iğ のすべては、1 dīnār が、《ṭalgam》で知られている dirham-fiḍḍa で 6 dirham-fiḍḍa に重さが

の中から nā'ib の賃金(uğrat)を定め、殘りを自らのために用いる。 を彼に代わって代行する者 (man yanübu 'an-hu) とに、 毎年 1000 dīnār-rā'iğ を定めた。 その施設の管理(muṣālaḥat al-bugʻat)とワクフの監督(mulāḥaẓat al-augāf)を行うムタワッリーと上述の諸事(9) これに関する權限(al-wilāyat fī-zālika) [=tauliyat] を、 al-murtadā al-a'zam al-ṣāḥib al-mu'azzam...naqīb [ムタワッリーは] そ

al-nuqabā' Galāl...al-Dīn Murtaḍā b. al-sayyid al-mu'azzam al-sa'īd Diyā'...al-Dīn Muḥammad b. al-sayyid 子供のうちの最年長者に、次いで、その子供の子供に、子孫が增え續いていく限り、子々孫々に。次いで、この都市 al-saʻid Tāğ...al-Dīn Muḥammad al-Ḥasanī al-Rāwandī al-Kāšī—— [贊辭省略] ——に與える。次いで、彼の 'arrud') は全くない。 のサイイドの諸事を法的に統括する者 (man yatawallī umūra al-sādati fī tilka al-baldati šar'an) に與える。 (al-'ušr) や附加税 (al-far') の名目や、他の理由で、このワクフ物件 (hāzihi-'l-mauqūfāt) に干渉する權限 (al-ta 國家のワクフのムタワッリー(mutawallī al-auqāf al-mamlakat)とその吏員(mutaṣarrif-hā)には、(⑵) 十分の一税

る』。 我らには至高なる神だけで十分である。 神が、最後の預言者ムハンマドとその一族、彼の敎友たち、その善行(22)。 神は神ご自身にこそ用心するよう、おまえたちに警告されている。しかし神は、僕たちにはやさしくあらせられ に續く者に、最後の審判の日に至るまで、惠みを垂れたまわんことを である。〔一二六頁〕〔すべての人は〕『自分とこの日とのあいだに遠い隔たりがあればよいのにと望むことであろ 者が、『すべての人がめいめいの善行と惡行とを目の前に示される日』に、神とその預言者に氣に入られるように、 づかんがために行われた。ワーキフたる al-Sulṭān——〔贊辭省略〕——とこの件に働き、 その完遂と履行に努める このように、ワクフと證明(al-waqf wa-'l-išhād)が、 至高なる 神と選ばれたる 預言者と敬虔なる その一族に近 神は神ご自身にこそ用心するよう、おまえたちに警告されている。しかし神は、僕たちにはやさしくあらせられ

56

の證明が附されている〔一二六頁〕。そこに次のような一節がある。 本文の記述に續き、イスマァイール・ブン・ヤフヤー・ブン・イスマァイール Isma'il b. Yaḥyā b. Isma'il なる人物

權 (al-wikālat) に基づき、その證書 (al-bayyinat) が書かれた」 「このように、ワーキフの代理人(al-wakīl al-wāqif)により、わたしの前で、承認(al-iqrār)が行われ、その代理

そして、この末尾に七〇三年ラマダーン月半ば/一三〇四年四月一九日の日附が附けられている。

七月二三日に九四歳で歿したことを傳えている。一三二七年と一三四七年にシーラーズを訪れたイブン・バトゥータ Ibn とが、彼自身の證明の一文の下に示されている。浩瀚なシャーフィイー派の法學者人名傳を著したスプキー al-Subkī は、(②) 所を執筆していた イブン・ザルクーブ Ibn Zarkūb は、この家系が 一五〇年閒ファールスの 大カーディー職を保持して 大カーディーとなり、七五年閒、初期の六箇月閒を除き、その職を保持し續け、七五六年ラジャブ月一二日/一三五五年 このマジュドゥッディーン・イスマァイール・ブン・ヤフヤーが、父から法學の教えを受けた後、一五歳でファールスの もしくはカズヴィーンに向から途上で、死を迎えようとしていたことが確認される。 で歿している [ĠT:367—68]。したがって、この文書が發效した「七〇三年ラマダーン月半ば」には、ガザンはレイ近郊 366〕、サーヴァを經てレイに向から途中病氣が再發、レイ近郊で惡化する。そして、ゆっくりした旅程でラマダーン月末 違いなく、この時に中央の大カーディーに進出していた可能性は十分に考えられる。 いたことを傳える〔ŠN:173〕。彼が、一三○四年四月の時點で、少なくともファールスの大カーディーであったことは聞 /五月初頭カズヴィーン近郊に到着して遺言を行い、七○三年シャッヴァール月一一日/一三○四年五月一七日にその地 この人物は、大カーディー (qāḍī al-quḍāt)、 マジュドゥッディーン・シーラーズィー Maǧd al-Dīn Šīrāzī であるこ 文書には、 ガザンは、七〇三年シャァバーン月末/一三〇四年四月初頭に冬營地 Hūlān-Mūrān のユルトを 出發し〔ĞT:(26) その訪問時に面會しており〔RIB II :54—63〕、また彼の生存中一三四〇年代のシーラーズでその傳記集の箇 その大カーディーの證明に次いで、ムハンマド・サーヴァジー Muḥammad al-Sāwağī の名で、

「al-Sulṭānīya al-Ilxānīya の從われるべき許可といと高き命令をもって、 私により 〔このワクフの設定が〕

と、ワーキフの代理の證明が附されている〔一二六頁〕。

563 この人物に關しては、"wazīr-i ḥaḍrat-i Sulṭānī"と、 その役職が記載されている。 確かに、六九七年ズルヒッジャ月

564 に同行し、サーヴァでガザンも出席した宴會を開いていることも確認できる〔GT:366—67〕。 ディーン・サーヴァジー Sa'd al-Dīn Sāwağī がいる [ĠT:342,364;MA/ms:257b;/tx:269]。彼は、ガザン最後の旅程 三日/一二九八年九月二二日にヴァズィールに任じられ [ĞT:328]、ガザン治世末に信任された人物として、

の繰り返しは避けるが、 ガザニーヤにおけるダールッスィヤーダのワクフの收益の使途に關する記述と完全に一致している。さらに、 Ì フ、ヴァズィールのサァドゥッディーン・サーヴァジーをその代理として、作成、發行した文書であることが判明する。 al-IIxānīya"というニスバ形容詞が指すのは、ガザン・ハンであり、この文書が、ガザンの死の直前に、 · ダの機能を具體的に明確にできることになる。この文書の內容は、先に擧げたラシードが示すタブリーズのシャンプの ゆえに、この文書の内容、すなわちここに記載された様々なワクフの條件によって、ガザンが設定したダールッスィヤ したがって、文書本文の「ワーキフたる al-Sultān」、 サァドゥッディーン・サーヴァジーの證明の中の"al-Sultānīya 筆者が以前に示したヤズドのダールッスィヤーダの機能ともほぼ一致している。(27) ガザンをワーキ 比較のため

に對し設定されたワクフに基づく彼らのための慈善の據點としての機能の、二つの機能を確定してもよいであろう。 ールッスィヤーダの基本的な機能として、先の拙稿の確認となるが、サイイドのための宿泊施設としての機能とそれ

# 社會政策としてのダールッスィヤーダ

明のこととして第一の要因と考える前に、そこに何らかの政策があったことを讀み取る努力が必要であろう。(②) 廟やフサイン廟に參詣したことを基にガザンのシーア派傾向を述べるに止まっている。しかし、ガザンによるダールッス(28) ィヤー 究狀況は、 ガザンのダールッスィヤーダ建造の意圖に關しては、 イルハン期の宗教の狀況を概觀したバウザーニ A. Bausani 氏を初めとして、 彼の改革政治と並行して、それもかなり遅い時期に行われたものである。ガザンの個人的な信仰を自 ラシード等がサイイドへの敬意のためと説明している。 これらの記述とガザンがアリー

93—94]°

った」とまで斷じている。

ている。

樣々に異なった(muxtalif)マズハブや信徒集團(milal)の狀況を尋ねていた。 そして、 その對立の激しさと害惡を知 るとの結論に達したとカーシャーニーのテキストは述べる〔TU/ms:174b;/tx:91〕。ここでの彼の言葉は、先に示したラ ナとハディーサに向かった。その途上、彼はウラマーやイマームたちにムスリムの諸見解の對立や論爭を質問・調査し、 騷亂を起こした者をすべて殺すよう命じた後、「(シリア(Sām)遠征のため〔ZGT:101n.])〔モウスィル近郊の〕アー ガザンは、 禮拜中に殺され〔死體は〕燃やされてしまった」〔TU/ms:174b;/tx:90〕という事件に始まる。この一件の報告を受けた シードのテキストとほぼ同じであるが、最後に「まさしく、對立の原因はアッバース家が支配者の地位にあったことであ ったとき」ガザンは、學者のためのマドラサやスーフィーのためのハーンカーフ以外にサイイドのための施設が必要であ ('Alawi'i)が「私がこのイマームに從って禮拜するのは許されない」と言ったために、(人々が騷ぎ〔ZGT :101n.])、 ムスリムが大した理由もなく自分の信じる宗教の預言者の子孫を殺害したことに驚き激怒する。ガザンはこの 「七〇二年のある金曜日バグダードのジャーミにおいて金曜禮拜が行われているときに、アリー家のある一員

―93〕。これを聞いたガザンは先に示したようなダールッスィヤーダ建造の敕令を發布するのである〔TU/ms:175b;/tx: カーシャーニーのテキストでは、 寫本のほぼ一葉分に亙ってアリー家の迫害の歴史が報告される〔TU/tx:91

sunna wa ğamā'a)であり民衆のガザンに對する敬愛に動搖を來す、とのラシードの反對のため斷念される〔TU/ms: 至る經緯を述べる〔TU/ms:176b—179a;/tx:95—100]。 175b—176b;/tx:94—95〕。このような記述を受けて、テキストは、オルジェイトが最終的にシーア派を公式に採用するに が、イナク〔近臣〕(īnāq)でありシーア派を奉じていたタルムターズ Tarmtāz の働きかけで、シーア派を採用する さらに、カーシャーニーが述べるところでは、ガザンは、その年のシリア行軍中も宗教狀況に關する調査を續けていた フトバからアリー以前の三名のカリフの名を削除しようとする。 この政策は、 民衆の大半はスンナ派 (ahl-i

對立に起因していたことは、夙にバウザーニ氏の述べるところでもある。(33)時代に至ってもこの狀況が續いていたことは確實で、オルジェイトがシーア派採用に踏切った原因が宮廷における兩派、 意するに至った直接の契機はサイイドが殺害された事件であったが、シーア派對スンナ派の抗爭だけがその原因ではなか ャーフィイー派とハナフィー派の對立が黨派對立の形で激化していたことが近年明らかになってきている。モンゴル支配(32) ったと思われる。イラン社會、特に都市社會は、セルジューク朝以降、その實態は未だ不明確ながらも、スンナ派内のシ さて、以上の内容より、ガザンによるダールッスィヤーダ建造の意圖を探ることができる。ガザンは、イスラム内の宗 マズハブの對立・抗爭を調査し、その解決のための手段としてこの施設の建造を決定したことが判る。その建造を決

造している。これは、ザンギー朝ヌールッディーン Nūr al-Dīn やアイユーブ朝サラーフッディーン Ṣalāh al-Dīn がか(34) ガザンは、一二九七年に着工されたタブリーズのガザニーヤにシャーフィイー派とハナフィー派の各々のマドラサを建 に、ここにガザンは、 策はイルハン領内の抗争の根本的な解決には結び附かず、抗争の原因をアッバース朝の支配に歸す斷言からも窺えるよう って、預言者ムハンマドの子孫としてのサイイドを社會の核とする新たな社會政策を實施したのだと豫想できる。 つてシリアやエジプトで採った政策をおそらく踏襲した、(35) ザンギー朝ヌールッディーン Nūr al-Dīn やアイユーブ朝サラーフッディーン Ṣalāḥ al-Dīn がか 從來のイスラム社會の構造變革の必要性を痛感し、ダールッスィヤーダを各地に建造することによ 兩派のバランスをとる政策であったといえる。

177a;/tx:96;ZĞT:101n.] で反シーア派の立場をとるラシードが、ダールッスィヤーダ建造の經緯に關する曖昧な記述に(33) ただし、ガザンを「イスラムの帝王(Pādšāh-i Islām)」と呼び、當時のシャーフィイー派を代表する人物〔TU/ms: し、「〔ガザンは〕常に黨派心なしに(bī ta'aṣṣub)〔預言者の〕一族を讚えておられる」と述べている〔ĠT:399—400〕。 はいるが〕私が教友(ṣaḥāba)[特に三名のカリフを指す]を否定することは斷じてありえない」というガザンの言葉を記 一方、ガザンのシーア派傾向に關しては、カーシャーニーの記述に對してラシードが、「〔私は預言者の一族を敬愛して

見られるように、ガザンのシーア派傾向を隱蔽しイスラムへの信仰のみを強調することは推察できることである。

あったわけではないし、ラシード自身も何人ものサイイドをその協力者として擁していた。さらに、前章で見たようにガーのたわけではないし、(37) が保證されるという優遇措置自體は、一般のスンナ派にも受け入れられることであった。サイイドがすなわちシーア派で 共感がガザンの内面にあったとしても、ダールッスィヤーダはそれとは別の意義を有する施設であった。ハーフィゼ・ア ザン臨終時のダールッスィヤーダのワクフ文書を確認したのはシャーフィイー派の大カーディーであった。シーア派への いては意識されていなかったことは確認されておかねばならない。元來、サイイドへの敬意や"idrār"と呼ばれる年金等 ルーは しかしながら、カーシャーニーのテキストにおいても、ガザンがダールッスィヤーダを建造した時點ではシーア派につ

帝王ガザン・ハンはその一黨(ṭā'ifa)〔シーア派〕に全き好意を持っていたが、 ほのめかしによって さえも決して 〔シーア派支持を〕公にせず、民衆の利益を常に尊重していた

٤ このように、ガザンによるダールッスィヤーダ建造は、イスラムを受容したモンゴル政權が、アッバース朝以來のイス ガザンにおいては常に政策が優先したとの評價を下している。この評價を我々も受け入れるべきであろう。

各黨派のバランスの中心に、カリフ位喪失後のイスラムの權威を代表するものとして預言者の子孫であるサイイドを据え ラム社會の在り方を積極的に變革するための、明確な政策意志の發現であったと見ることができる。この政策は、 社會の

スラム社會の統治者としての安定性を増すことを目的としていた、とまとめえるだろう。したがって、ダールッスィヤー 社會の安定化を圖ること、同時に、その社會の核を國家が保護することによって、掌握し管理してモンゴル政權のイ サイイドを社會の核とし國家の側に取り込む社會政策のための裝置であったと結論付けることができる。

## Ξ ダールッスィヤーダ建造の影響

ーン・ムハンマド Mubāriz al-Dīn Muḥammad のケルマーンのもの、ティムール朝ティムール Tīmūr のシャフレ・サに建設を始めたスルターニーヤに、やはりダールッスィヤーダを建造しており、さらにムザッファル朝ムバーリズッディに建設を始めたスルターニーヤに、やはりダールッスィヤーダを建造しており、さらにムザッファル朝ムバーリズッディダールッスィヤーダ建造の政策は、後の爲政者にも少なからぬ影響を與えたようである。オルジェイトはその卽位直後 イイドを集める役割を果たしたと考えられることのみ指摘しておきたい。 外のガザニーヤのものの性格を繼承し、 ブズのもの、同朝スルターン・フサイン Suliān Husain のヘラートのもの等が知られている。 ここでは、紙幅の關係も(40) 個々の施設とその政策の分析は別の機會に譲ることとして、これらがガザンの諸施設の中心であったタブリーズ郊 ガザニーヤがそうであったように各爲政者の「首都」と/もしくは「墓所」にサ(42)

ンの政策の以後の歴史の展開への影響を考察していくことにする。この作業は、逆照射してガザンの政策の性格をより明 サイイドを核とする社會政策が、さらにナキーブを核としていたことを意味する。本章では、 ドが傳えており、ナキーブがこの施設の運營に攜わっていたことが判る。このことは、ダールッスィヤーダを基點とした の長「ナキーブ」であったジャラールッディーン・ムルタダーを任じており、 ガザンの政策に視點を戻すと、彼は、カーシャーンのダールッスィヤーダのムタワッリーに、カーシャーンのサイイド 「その地に住むナキーブに屬すサイイド」の生計費をそこを據點に與えていくと定められていたことをラシー また、タブリーズのダール この點に焦點を絞り、 ッスィヤーダに

確にすることにもなろう。

ブ

このような

スィヴァスのダールッスィヤーダ

って窺われる。

の文面から、朱印(āl-tamgā)を伴らスィヴァスの貴顯たちに對する布告書ということができる。 オルジェイト治世に書かれたと考えられる、スィヴァスのダールッスィヤーダに關するラシードの書簡が存在する。(45) そ

Rašīdī"と名付ける四本のカナートを掘って、それらをこのワクフに組み込むことを命じたと書き送っている。 て、スィヴァスのサイイドたちがダールッスィヤーダを國家が管理するものと捉えていたガザン以降の狀況も判明する。 費するよう命じており、 の個人活動を列擧しつつも、ワクフの資産が荒廢した場合には、スィヴァスの國稅(māl-i dīwānī)から修復のために出 も荒廢したためダールッスィヤーダが十全に機能しなくなったとの陳情を受けて出されたものである。彼は、 ル Ġalāl を含むスィヴァスの助手たち (nuwwāb) に、その地にハンマーム・店舗・水車を建造し、 その地のサイイドたちがオルドに到來して行った、ワクフ物件がカイセリヤ等離れたところにありスィヴァスの物件 ラシードが、 スィヴァスのダールッスィヤーダに關し、 その吏員や職員が怠慢を行っていることを知り、 オルドで行われた陳情を國家の代表としてラシードが 處理し たものであることが知れる。 また "Qanawāt-i 息子ジャラ ラシード そし ま

569

В

ナキーブの中央集權化

な關係があったことが窺える。(48)(48)(26) であるのは次に示すナジャフのアリー廟を含む各地の聖廟の管理、統轄であるが、彼がラシードの陰謀のために處刑され が、ナキーブの代表に多大な權限を與えるナキーブの中央集權化が計られたことが判る。彼の權限を確認するなら、明確 に任じられたと述べる〔'U·I':377〕。 この史料の 職名をそのまま 當時の職名として信用することには躊躇せざるをえない た」〔TU/ms:192a:/tx:131—32〕という。一四世紀の交に著されたサイイド系譜集'Umdat al-Ṭālib は、彼が「イラ 彼は、オルジェイトの下で高位を占め、「全てのマザールとマシュハド〔聖廟〕がヤルリグの命により彼に委ねられてい アーヴァ出身の家系の出でクーファに生まれ Mašhad-i Amīr al-Mūminīn 'Alī〔ナジャフ〕に育った〔ZĞT:100—01〕。 (ギ) シーア派公式採用に影響を與えた人物である〔TU/ms:178b;/tx:99—100;MA:271—72;ZĞT:100—01, 103n.]。彼は、サイイドのタージュッディーン・アーヴァジー Tāğ al-Dīn Abu-'l-Faḍl Muḥammad Āwaǧī は、オルジェイトの ク・レイ・ホラーサーン・ファールス・その他の地域全體の、 帝國の大ナキーブ職(niqābat al-nuqabā' al-mamālik)」

C ナジャフのナキーブ

七年にその地を訪れたイブン・バトゥータが報告している。 スンナ派が復權した後における、 そのナジャフのナキーブの狀況を示す事例を、 アブーサイード Abū Sa'id 治世一三二(49) ナジャフにもガザンによってダールッスィヤーダが建造されたことは旣に確認した。タージュッディーンが處刑され、

ら〔ナジャフ住民〕をシャリーフたちのナキーブ(naqīb al-ašrāf)が統治している。 での地位は強固であり、その位階は高い。彼は、その旅行中、大アミールと同等の儀禮を行う權利 (tartīb al-umarā'i シャリーフたちのナキーブはイラクの王の代理である (muqaddam min maliki al-'Irāqi)。 (6) 彼のイラクの王の下 [RIB [ :418—19]

この町には、稅(magram)もなく、徵稅人(makkās)もいない。 そして、君主(wālin)もいない。しかし、彼

al-kibāri) を持っている。 旗と太鼓を持ち、朝夕、門のところで軍樂が演奏される (tuḍrabu al-ṭabalxānatu)。 は この町の統治權(ḥukm)を持っており、彼以外にここに君主はおらず、 スルターンやその他の如何なる者のた

を指し、ここでの「イラク」はイルハン國の領域を指している。 ド」とおおよそ對應する。ペルシア語史料ではこの二語が並列されることも多い。「イラクの王」とはイルハン國の君主 「シャリーフ(šarif, pl.:ašrāf)」とは、 アラブ語史料においてムハンマドの家系を指し、 ペルシア語史料の「サイイ

タはその前任者の四名の名を擧げ〔RIB I :420―21〕、うち二名に關して、次のような情報を報告している。(51) ニザームッディーン・フサイン Niẓām al-Dīn Ḥusain b. Tāǧ al-Dīn al-Āwī であった。そして、イブン・パトゥー イブン・バトゥータがナジャフを訪れたときにこの職を得ていたのは、 先のタージュッディーン・アーヴァジーの息子

al-'Irāq)は、〔メディナ出身でヒッラに住んでいた〕アブーグッラ Abū Ġurra [al-Madanī] がシャリーフたちの た、イラクの地域(bilād al-ʿIrāq)のナキーブたちの慣行に基づいて、名譽の賜衣(al-xil'a)と旗と太鼓を贈った サイードはそれを 承認し、 アブーグッラに ヤルリグ――〔マグリブでの〕命令書(al-ẓahīr)である――を送り、ま ナキーブ職(niqāba al-ašrāf)に就くことに一致し、そのことをスルターン、アブーサイードに書き送った。アブー ナキーブのキヴァームッディーン・ブン・ターウース Qiwām al-Dīn b. Ṭā'ūs が歿し、イラクの人々 (ahl

ることは閒違いなく、アブーサイード治世、サイイドの總意によるナキーブの代表がイルハン國の君主の承認を受け、大 ものの躊躇せざるをえない。しかし、上の記述における「イラクの人々」が特にイルハン領内のサイイドたちを示してい ナキーブ」の正確な職名は判らず、これを先に示したナキーブの代表の直接の後繼とするのは、可能性が高いと思われる これらの情報に對應するペルシア語の記述を寡聞にして知らないため、イブン・バトゥータの言う「シャリーフたちの

572 體制が確立していたことが確認できる。 アミールに伍する地位を得、アリー廟のあるナジャフというサイイドにとっては特別な意味を持つ都市を統治するという

D ジャラーイル朝の大ナキーブ

ちの大ナキーブ職とダールッスィヤーダのワクフのムタワッリー職」 に關する任命書が 收められている〔DK:202—07〕

國家の側からより明瞭に教える。以下に、任命書後半の、職務に關するまとめの部分の譯出を試みる。("dar tafwīḍ-i naqīb al-nuqabā'i-yi sādāt wa tauliyat-i auqāf-i dūr al-siyādāt")。 この任命書は、 先に示した狀況を( 1970年)。 この任命書は、 先に示した狀況を ジャラーイル朝スルターン・ウヴァイス Sulṭān Uwais に獻呈された、公文書集 Dastār al-Kātib に、「サイイドた 期・保留の汚點なしに應じるべき文書を書く。 に建てられている各地域のサイイドたちに定め、 この件に關し、吏員(mutasarrif)たちが遲滯 ・拒否 ・妨害 ・延 稱者の懲罰に從事する。そして、Suliān...Gāzān Xān...の創設したもの(mabniyāt)の一つである各地のダール ッスィヤーダにおいて、サイイドたちの名で渡され定められている支給(wazifa)を、ダールッスィヤーダがその地 者(muntaḥil)から守り、『神は我らに屬さないのに我らに加わる者を呪い給うた』というハディースに從って、詐 なる勇氣、 以外の誰にもいかなる介入の機會もないゆえに、この 高貴 な職、 至高なる地位は、 [全體]のムタワッリー職とともに、..... 'Alā'...al-Dīn Sayyid Amīr 'Alī... [贊辭および資質の列學省略]… [二○五頁] に、任じられた。彼の手は、この重大な仕事、偉大な地位の處理において、強力かつ絕對的なものとな 〔二〇四頁〕…サイイドの大ナキーブ職は、偉大なるサイイドたちに特定のものであり、預言者の一族 [ašrāf-i nabī] 〔他の者の〕參加や介入の門は完全に閉鎖された。そうして彼は、彼の遍く知られたる、 充實した冷靜さ、十分な眞摯さと敬虔さによって、サイイドたちの系譜の確認を行い、正しき系譜を詐稱 …… [中略] ……。 〔各地の〕 ダールッスィヤーダ 完全なる資質、

66

〔二〇六頁〕以上の次第を以て本命令が發布された。 ウルス・アミール、 ヴァズィール、 イナク、 萬人隊長、 ウル

siyādāt)と認め、服從、稱贊、尊敬せよ。そして、サイイドの諸問題、彼らの系譜の確認、詐稱者 (muntaḥilān wa mutasayyidān)の懲罰に關し、すべて、彼と彼に任じられた者たち(gumāštagān-i ū)の指示に從え。 その者たち Amīr 'Alī... 〔贊辭〕…をサイイドの大ナキーブ、 種々の幸運と 權威を 集める 者(ğāmi'-i anwā'-i sa'ādāt wa カ・アミール、 大ディーヴァーンの長たち(aṣḥāb-i dīwān-i buzurg)、 帝國(mamālik-i maḥrūsa)諸州の千人隊 の命令と禁令にすべての件で從え。帝國全土のダールッスィヤーダとそのワクフの吏員と書記は、 ッスィヤーダの吏員と書記 (bitikğiyān) は、ハーニー曆五九年の初めより、murtaḍā-yi aʻzam Sayyid 'Alā' al-Dīn 百人隊長、諸王(mulūk)、ハーキム、サイイド、シャイフ、カーディー、イマーム、ウラマー、およびダール 〔二〇七頁〕彼が

ることのないようにせよ。ダールッスィヤーダのワクフ物件とその收益の寫し(nusxa)を正しく書き、 サイイドの支給のために書いた命令、文書、割付證(barawāt)を實行すべきものと認め、 その命令に服し、反抗す た者たち(mu'tamadān-i ū)に對して、ムタワッリー職の權利(ḥaqq al-tauliyat)として應じよ。 些かも缺けるこ 彼にそれに關するすべてを知らせよ。每年、ダールッスィヤーダのワクフの收益の一〇分の一を、彼に信任され

〔日付缺落〕に書いた。

とがあってはならない。

[JN:204-07]

管見の及ぶ限りこれが最初である。(53) 治世(一三五六―七四年)のものであることが判る。 國家の役職としての「大ナキーブ」の職名が史料上確認できるのは、 ハーニー暦五九年(=七六一年/一三六〇年)の日附を有し、 ジャラーイル朝スルターン・ウヴァイスの

下で、國家の官職としての大ナキーブによって一元的に統括、管理されたことを示している。 ここに現れるダールッスィヤーダは、「ガザン・ハンの創設したものの一つである各地のダールッスィヤーダ」と定義 その「ムタワッリー職」と共に大ナキーブ職が與えられている。ガザンのダールッスィヤーダが、ジャラーイル朝

67 ---

以上の事例から、

初の、 ーダの使用が規定されていることは、 ル いるであろうし、多くの問題が残されているであろう。しかし、少なくとも、ガザンがダを統括する大ナキーブ職がオルジェイト治世以降確立していったという圖式を描くには、 いったことは確認されえたものと思う。また逆に、この任命書において、サイイドを掌握する裝置としてダールッスィヤ ジェイト時代にさらに進められ、それはアブーサイード時代、イルハン國崩壞後のジャラーイル朝時代にも継承されて 國家がサイイドを保護・掌握・管理し、國家の側に取込むという目的は、ナキーブの中央集權化の政策と共に、オ サイイド社會の中心であるナジャフの統治權を持ち、ダールッスィヤーダを使用して各地のサイイド いかにダールッスィヤーダがその目的のために有效な手段であり續けたかを明確に ガザンがダールッスィヤーダを建造した當 各事例を繋ぐ環が未だ不足して

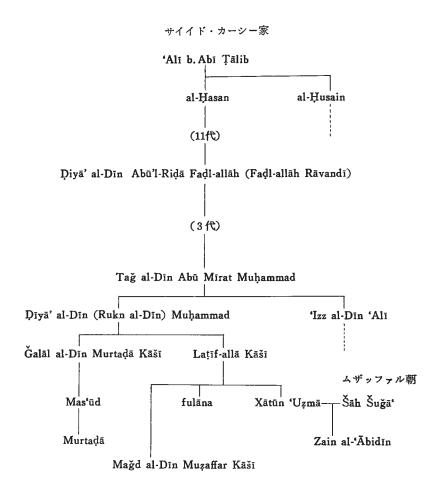
## サイイド・カーシー家

2

證明しているといえよう。

假稱する) と から のダールッスィヤーダのムタワッリー職が委ねられた ジャラールッディーン・ ムルタダーの家系(サイイド・カーシー家と 上昇し、史料にその都市を支配したと記述される例も幾つか見られる。ここでは、 國家の側では、ガザンの政策は、 これは、 國家內での地位を大きく上げることに結び附いた。各都市においても、 を概觀することによって、その一事例を提示する。 サイイドの側からいえば、 ナキーブの代表が ナジャフの統治權や 大アミールに伍する 權限が與えられるな オルジェイト以降も繼承・ 發展され、 サイイドを國家の側に取り込んでいったのだ 各々の都市社會において、 先のワクフ文書においてカーシャーン サイイドの地位が

彼の六代の祖ディヤーゥッディーン・ファドルッラー Diyā' al-Dīn Faḍl-allāh だけであり、 彼の家系は、 'Alī の息子ハサン Ḥasan の子孫であるこの家系のうち、 サイイド系譜集 'Umdat al-Ṭālib' に記載された系譜から再現することができる〔'Uf:212-13〕。 アリ ジャラールッディーン以前にその活動が確認できたのは、 一二世紀のアブドゥルジャ



\* Mağd al-Dīn Muzaffar Kāšī 以外は, 'UŢ: 212—13 に基づく ラカブ等は, 他史料により追加・訂正

リール・ラーズィー 'Abd al-Ğalīl Rāzī の著 *Kitāb al-Naqḍ* に登場する。その著が執筆されていたころ(一六七―七 カーシャーンのマドラサでムダッリスをしていたことが判る。その著者は、彼を「世界中で學識と禁欲で比類の

ない者」と述べている。(56) シャーンのナキーブであったことが知られる。 さらに、 彼は ラシードの助手(nā'ib)となって 中央に進出しており、オ ルジェイトのギーラーン遠征の際、 ラシードとムザッファル朝の名祖シャラフッディーン・ ムザッファル ガザンのカーシャーンのダールッスィヤーダのムタワッリーに任じられたジャラールッディーンは、その文書よりカ

ている [TU:120]。

彼の弟ラティーフッラー Latif-allāh は、 おそらく兄の死後、カーシャーンのナキーブとなり、暫くの閒カーシャーン

70 -

Muzaffar の對立を執り成したりしている [MI:39; TAM:32]。そして、七一〇年/一三一〇一一一年ハマダーンで歿し

を掌握していた(muddatī wilāyat-i Kāšān rā ḍabṭ namūd)〔ZMA/ms:285b;/tx:342〕。そして、娘の一人がムザッフ シュジャーの支配下に入ることになる〔ZMA/ms:285b;/tx:342〕。 ヌルアービディーン Zain al-'Ābidīn を産んでいる ['U‡:213; TAM:90]。彼の死後になって、カーシャーンはシャー・ ァル朝シャー・シュジャー Šāh Šuǧā' b. Mubāriz al-Dīn Muḥammad に嫁ぎ、 ムザッファル朝最後の君主になるザイ

が〔MA/ms:276b;/tx:316—17;TŠU:174,176;TAM:68,74〕、最終的にカーシャーンに逃亡する〔TAM:74〕。それは、 イイドのジャラールッディーン・ミールミーラーン Ğalāl al-Dīn Mīr-Mīrān は、ムザッファル朝の包圍に抵抗していた なお、インジュー家シャイフ・アブーイスハーク Šaix Abū Isḥāq と結んでイスファハーンを支配していた同じくサ

分の母の兄弟であるマジュドゥッディーン・ムザッファル Mağd al-Dīn Muzaffar をイスファハーンのハーキムに任じ シャー・シュジャー歿(一三八四年)後の混亂收拾の後、ムザッファル朝の君主となったザイヌルアービディーンは、自 時期的にラティーフッラーの掌握するカーシャーンであったと思われる。

ファル朝の意志とは係わりなく、 イスファハーンのハーキムとしてその地の名望家層(akābir)と共にティムールを出迎 る〔TAM:110〕。すなわち、ラティーフッラーの息子である。この人物は、一三八七年のティムールの遠征の際、 ムザッ

え、市壁の門の鍵を彼に渡すことになる〔TAM:123;ZNY:312〕。

が、この點においてもガザンの政策の當然の歸結といえよう。 樣のサイイドの都市支配の狀況が見られる。これは、時の政權が、彼ら有力なサイイドを取込もうとした結果でもあった ダのムタワッリーに任命されて以來、 のイラン史の展開に重要な役割を果たすことになったのである。カーシャーンはシーア派の 都市 とし て 知られていたが [NQ:67—68]、 スンナ派シャーフィイー派の住民が多敷を占めたイスファハーン [NQ:49;RIB II:59] においても、同 このように、このカーシャーンのサイイドの家系は、ジャラールッディーン・ムルタダーがガザンのダールッスィヤー 都市内の政治的地位を最高に高め、 時の政權との關係を強化しながら、 四四 世紀

お わ ŋ に

の箇所も多々存在するかと思う。ここまで、確認できたことを次のようにまとめることができる。 の目的、 以上、これまでほとんど顧みられることのなかったダールッスィヤーダという施設に關して、その基本的な機能、 その影響を探るために論を進めてきた。散在する細かな情報に依據して論を進めざるをえなかったため、 未整理

スィヤーダを建造し、運營のためにワクフを設定した。その機能としては、サイイドのための宿泊施設としての機能とワ クフに基づくサイイドへの慈善の據點としての機能の二つと確定できた。 一、ガザンは、七○二年ラジャブ月/一三○三年二ー三月にタブリーズのガザニーヤを初めとする一○都市にダールッ

ガザンは、イラン都市社會の黨派對立に對處し、そのバランスを取るために、預言者の子孫であるサイイドをカリ

フ位喪失後のイスラムの權威を代表するものとして、社會の核に据えて保護し、同時にその社會の核を保護することによ 建設

578 ムを受容したモンゴル政權としての積極的な社會政策の裝置として、ダールッスィヤーダを建造した。 って掌握・管理して國家の側に取込み、イスラム社會の統治者としての政權の安定性を增すことを目指す、といらイスラ

た、都市社會においてサイイドの地位を高めサイイドが都市を支配するという狀況をも生み出した。以上である。 續けた。この政策は、サイイドを代表するナキーブの代表にナジャフの統治權等の多大な權限を付與することになり、 代、さらにジャラーイル朝時代にも繼承されていき、ダールッスィヤーダは國家がサイイドを保護し管理する手段であり その社會政策は、ナキーブの中央集權化の政策と共に、 オルジェイト時代に さらに 進められ、 アブーサイード時

のの、その影響を考慮せず、専らスーフィズムの活動の分析に終始してきた。しかし、ガザンによるダールッスィヤーダ説明する代表的な研究は、この一四世紀に關して、ガザンやオルジェイトのサイイドへの敬意やシーア派傾向を述べるも が成立しつつあったことをも考慮すると、ガザンの政策が、後世のイラン社會のシーア派化の一つの要因となったと考え(59) けではないが、彼らは預言者の子孫であると同時にアリーの子孫でもあった。マムルーク朝下でスンナ派四マズハブ體制 以上の結論を得られたことによって、より大きな新たな問題を考える契機が與えられる。イランのシーア派化の歴史を 國家體制內、 および都市社會でのサイイドの地位の上昇をもたらした。サイイドがすなわちシーア派であったわ

72

るが、そこにもダールッスィヤーダが附屬していた。これらのティムール朝時代の狀況の追究が、今後の課題となろう。(61) フ Šāh Rux の妻ガウハル・シャード Gauhar Šād がイマーム・レザー廟のあるマシュハドを整備したことは重要であ 、ィムール朝下でも、 大ナキーブの存在が確認され、またダールッスィヤーダの建造も知られている。特にシャー・ル(60)

てもよいのではないだろうか。

### **火料略**

DK : Muḥammad b. Hindūšāh Naxčiwānī, Dastūr al-Kātib fī Ta'īn al-Marātib, II, ed. A. A. Ali-zade, Moscow,

#### 19/b.

ĞT: Rašīd al-Dīn, Ğāmi' al-Tawārix, ed. A. A. Ali-zade, Baku, 1957.

ĠX: Ġāmi' al-Xairāt

/a: eds. I. Afšār and M. Taqī Dāniš-pažūh, Tehran, 1341/1962

/b: ed. I. Afšār, Yādgārhā-yi Yazd, II, Tehran, 1354/1975

MA: Muḥammad Šabānkāra'ī, Mağma' al-Ansāb

/ms: Yeni Cami 909

/tx: ed. Mīr Hāšim Muḥaddis, Tehran, 1363/1984.

MI: Mu'in al-Dīn Yazdī, Mawāhib-i Ilāhī, ed. Sayyid Nafisī, Tehran, 1326/1947

MŢ: 'Alī b. Ḥusain b. 'Alī ('Alā Qazwīnī Hilālī), Manāhiğ al-Ṭālibin fī Ma'ārif al-Ṣāliḥīn, ms. Aya Şofya

73

NQ: Ḥamd-allāh Mustaufi, Nuzhat al-Qulūb, ed. G. Le Strange, London, 1915

RIB: Ibn Baţţūţa, Voyages d'Ibn Batoutah, ed. C. Defrémery et B. R. Sanguinetti, 4vols, Paris, 1854.

ŠN: Ibn Zarkūb Šīrāzī, Širāz-nāma, ed. I. Wā'iz Ġawādī, Tehran, 1350/1971.

TAM: Maḥmūd Kutubī, Tārīx-i Āl-i Muṣaffar, ed. 'Abd al-Ḥusain Nawā'ī, Tehran, 1364/1985.

TŠU: Abū Bakr Aharī, Tārīx-i Šaix Uwais, ed. J. B. Van Loon, The Hague, 1954

TU: Abū al-Qāsim Qāšānī, Tārīx-i Ülğāita.

/ms: Aya Şofya 3019/3 (fol. 135—240). /tx: ed. Mahīn Hamblī, Tehran, 1348/1969.

'UT: Ibn 'Inaba (Ibn 'Utba), 'Umdat al Tālib fi Ansāb Āl Abī Tālib, Beirut, n. d.. TW: Waṣṣāf, Tārīx-i Waṣṣāf, Bombay, 1269/1853 (Tehran, 1338/1959, photocopy ed.).

ZMA: Ġiyāṣ al-Dīn 'Alī Faryūmadī, Zail-i Mağma' al-Ansāb-i Šabānkāra'ī, in MA

ZNY: Šaraf al-Dīn 'Alī Yazdī, *Zafar-nāma*, I, ed. M. 'Abbāsī, Tehran, 1336. ZĞT: Ḥāfiz-i Abrū, Zail-i Ğāmi' al-Tawārix-i Rašīdī, ed. X. Bayānī, Tehran, 1350/1971 (2nd ed.).

#### Ħ

- (H) Wilber, D., The Architecture of Islamic Iran. The Il Khānid Period, Princeton, 1955 (repr. New York 1969), p. 190.
- (\alpha) Golombek, L. and D. Wilber (eds.), The Timurid Architecture of Iran and Turan. vol. 1: text, Princeton, 1988, p. 469.
- (α) Golombek-Wilber 1988:49.
- ールの學藝保護について」、『西南アジア研究』三二(一九九一(一九九〇)、 二五頁註、 久保一之「ミール・アリー・シ羽田正 「牧地都市」と「墓廟都市」」、『東洋史研究』四九一十二(一九八九)、二七、 三六~三七頁註。 なお、4) 岩武昭男「ニザーム家のワクフと一四世紀のヤズド」、『史(4) 岩武昭男「ニザーム家のワクフと一四世紀のヤズド」、『史
- (15) Golombek-Wilber 1988:49.

〇)、三二百參照。

(©) Bausani, A., "Religion under the Mongols", CHI V., Cambridge, 1968, pp. 543—44, Lambton, A.K.S., Conti-

- muity and Change in Medieval Persia, Albany, N.Y., 1988, p. 325. 我が國においてもこの記述の一部は旣に坂本1988, 東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所、一 一度』、東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所、一 一74七四年、三四一五〇頁に引用され、ダールッスィヤーダの九七四年、三四一五〇頁に引用され、ダールッスィヤーダの連造に關しても觸れられている(三五頁)。
- (7) シャバーンカーライーとその著作に關しては、 Aubin, J., "Un chroniqueur méconnu, Šabānkāra'i", SIr 10 (1981), pp. 213—224 参照。
- (∞) Tauer, F., "Les manuscrits persans historiques des bibliothèques de Stamboul, I", ArOr 3(1931), p. 96 (no. 31) 縁照。 Jahn, K., "Study on Supplementary Persian Sources for the Mongol History of Iran", Sinor, D. (ed.), Aspects of Altaic Civilization, Bloomington, 1963 (repr. Westport, 1981), p. 201 以紹介れよりよる史料やある。

Šahšahānī, Farhang-i Īrān-Zamīn 5 (1336/1957), p. waqfnāma-yi Masğid-i Mīr 'Imād", ed. Sayyid Ḥusain yi bā'ira)」と呼ばれていることにより ("Xulāṣa'ī az 書において、「Harāskān と呼ばれる荒廢した村落(qarya 四七三年二月一〇日付け、カラ・コユンル治下でのワクフ文 擧げた論文を參照。特に、八七七年ラマダーン月一二日/一

- (9) Lambton 1988:155 にその事實關係のみ提示されている。 Qāšānī über den Ilchan Ölğäitü (1304—1316) Edition und kommentierte Übersetzung, Göttingen, 1968 を適宜 た、小野浩氏により Parvisi-Berger, M., Die Chronik des されたイスタンブル所在の寫本を利用することができ、ま 參照する機會を得た。記して謝意を表する。 Tārīx-i Ulğāitā のテキストに關しては、杉山正明氏が招來
- 10 設以外にも多くの施設を含むタブリーズのガザニーヤ全體に ナールに滿たない。また、アラー・カズヴィーニーはこの施 している。次節でみるワクフ文書の支出の合計は一萬ディー て、各ダールッスィヤーダの規模が異なっていたことを示唆 と見た額を設定し、それはワクフ文書に 書か れて いるとし も言う。しかし、ラシードは先に見たように、ガザンが適営 った」と述べている [M丁: 348b]。カーシャーニーの金額は ついて「ワクフ物件の收益は、每年三○萬ディーナールであ 一○萬ディーナールが支給されるようにワクフを設定したと カーシャーニーはさらに、各々に對し、毎年その收益から
- (1) 註(45)參照。なお、シーラーズのダールッスィヤーダに關 がガザンが建造したものと考えるのが安當であろう。また、 造したものであるかは、この記事のみからでは確定できない al-nuqabā-yi Fārs)が七〇三年/一三〇三年八月一五日― しては、 Sīrāz-nāma が、ファールスの大ナキーブ(naqīb 一三〇四年八月三日に歿した際「Dār al-Siyāda-yi Šīrāzī の 隅に埋葬された」という〔ŠN:205〕。 これが ガザンの建

誇張を含むと思われる。

- s-Siyyāda" (sic.) を擧げている [Wilber 1969:190]。 ウィルバー氏は、この他に典據を示さずクーファの"Dārū"
- (A) "Waqfnāma-yi sih dih dar Kāšān", ed. I. Afšār al-Raḥīm Darrābī, Tārix-i Kāšān, ed. I. Afšār, Tehran 2536/1978, taʻlīqāt wa tauḍīḥāt, pp. 473—84 以再錄) Farhang-i İrān-Zamīn 4 (1335/1956), pp. 123-38. ('Abd
- (\(\mathfrak{A}\)) Farhang-i Irān-Zaīm 4 (1335/1956), p. 122
- (15) Bidgul は、現存するカーシャーン近郊の村落。特に、 (4) Aubin, J., "Le patronage culturel en Iran sous les tauḍiḥāt, pp. 485—87. (Yaġmā 11, pp. 65—67 の再錄)。 hran, 1328/1949, p. 27n. 參照。この村落の變遷は、註(14)に Tarğuma-yi Maḥāsin-i Iṣfahān, ed. 'Abbās Iqbāl, Te-に關しては、 Ḥusain b. Muḥammad b. Abī al-Riḍā Awī (maḥalla) となっている (ibid., p. 490)。Harāskān の讀み 照。Muxtaṣṣābād は、Bīdgul の南にあり、その村の街區 Tārīx-i Kāšān, ta'līqāt wa taudīhāt, pp. 488—495 🖔 wišt-i qarya-i «Harāskān»", Tārīx-i Kāšān, ta'līgāt wa et l'Islam III (1975), p. 111n., Allāhyār Şāliḥ, "Sarni-Ilkhans. Une grande famille de Yazd", Le Monde iranien

75

- 39)、一五世紀後半の段階で、この村落は荒廢していたことが判る。
- た。 た。 た。 かるl-'awāmil" の語義に關しては、岡崎正孝氏のご教示を得

(17) テキスト上は "AST'RARHA"。

意味不明のためこのよ

うに<br />
讀み替えて<br />
譯出しておく。

- (8) "an yuʻayyina li-ʾl-bugʻati min al-sādati imāman wa ...." 「その施設にサイイドたちの中からイマーム 〔やその他の者〕を定めた」とも解釋できようが、ヤズドのダールッ他の者〕を定めた」とも解釋できようが、ヤズドのダールップする規定はない〔ĞX/a:115; /b:479; cf. 岩武 一九八定する規定はない〔ĞX/a:115; /b:479; cf. 岩武 一九八九:二七〕。したがって、本文のように譯す。
- に"al-augāf"である。(1)テキスト上は、"ALAWQAT"。しかし、ここでは明らか)
- る(第Ⅲ章第2節參照)。 サイニー系のサイイドではなく、ハサニー系のサイイドであのサイスをではなく、ハサニー系のサイイドであり、この人物は、フ
- 照)、この監督の職の任命を記したワッサーフ Wassaf は、と、ナスィールッディーン・トゥースィー Nasīr al-Dīn と、ナスィールッディーン・トゥースィー Nasīr al-Dīn と、ナスィールッディーン・トゥースィーの生涯と業績」、『オリエント』ディーン・トゥースィーの生涯と業績」、『オリエント』ディーン・トゥースィーの生涯と業績」、『オリエント』が、ナスィールッディーン・トゥースィー Wassaf は、アクフの管理・監督の國家の役職の名稱に關して確認する(21)ワクフの管理・監督の國家の役職の名稱に関して確認する(21)ワクフの管理・監督の國家の役職の名稱に関して確認する(21)

しての權利〕として受け取ることになっていた [DK:213]。

al-tauliyat wa al-ḥukūmat" [mutawallī 糸よら ḥākim 시 auqāf·i mamālik" [DK:207-213])。 その役職の職務は、 える。 ここでの "mutawallī al-augāf al-mamlakat" は、 [DK:211—12]、各ワクフの收益から十分の一を每年"þagg 員の任免、ワクフの收支の報告を受けることなどであり として、 ジャラーイル朝下のワクフを 統 括 し、 ワクフの職 "ḥākim-i dīwān-i auqāf-i mamālik-i maḥrūsa" (DK:211) 官職任命書が收錄されている ("dar tafwīḍ-i ḥukūmat-i ḥākim 職〕として確立しており、 Dastār al-Kātib にその ーイル朝下では、"ḥukūmat-i auqāf-i mamālik" [ḥukūmat-この職名の統一されていない、ワクフ管理の役職は、ジャラ waqf" [ḥukkām=ḥākim の複數] に對應すると考えられる。 Ğamı' al-Xairat © "hukkam al-auqaf", "hukkam al-なることを禁じた」[GX/a:169;/b:524] という文言が見 (taṣarruf au madxal fī al-augāfi al-'āmmati) を持つ者と の者に對し、そのワクフ全體における占有や介入の權限 hum) を禁じた」〔ĠX/a:83;/b:454〕、「カーディーやハ 求めて、このワクフ物件に彼らが干渉すること(mudāxalat· āsabat) や十分の一稅(al-'ušūr)、分配(? al-tauzī'āt)を al-Xairāt に「ḥukkām al-auqāf に對して、査定 (al-muḥ-"tauliyat-i auqāf-i tamāmat-i mamālik-i basīṭa" が與えら ーキム全般、特に hukkām al-waqf に對し、 またその他 れたと記している〔TW:51〕。一方、七三三年ラジャブ月/ 一三三三年四月に最終的に纏められたワクフ文書集 Ğāmi、

この任命書において、hākim-i auqāf の職務を表現する際に、"tauliyat"という語を"ḥukūmat"の語と並列に用いてに、"tauliyat"という語を"ḥukūmat"の語と並列に用いてことを示唆している。徐々にその役職と職名が整っていったことを示唆している。徐々にその役職と職名が整っていったのであろう(註(好)参照)。

## (22) コーラン:Ⅲ—三〇。

(점) Tāğ al-Dīn al-Subkī, Ṭabaqāt al-Sāfi'īya al-Kubrā, (2) テキスト上、各證人記名の下に、ブラケット [ ] 内にそ muhr (印) 等の確認のための註記の部分と判斷できる。 し 6vols., Cairo, 1323—4h./1905—06., vol. 6, pp. 83—84. 祖父 うえで、極めて重要な情報を提供していると考えられる。 ち たがって、この記述は、當時のイルハン朝の官僚機構を知る から判斷して、文書原本の最初の寫しの作成時における、 校訂のなされ方や他のワクフ文書の寫眞とその校訂の比較 の人物のラカブや役職名が示されている。これは、本文書の ed. Muḥammad Qazwinī, Tehran, 1328/1949, pp. 420—26 al-Milla wa-'l-Dīn Šīrāzī]"と示されており、ラシードの なみに、この人物に關しては、"[siğill-i qāḍī al-quḍāt Maǧd を參照。 また、 この人物を、詩人ハーフィズ Hāfiz が詩で 参照。他のペルシア語史料での言及はその校訂者による註記 父を含めた三代の記錄は、 Ğunaid Šīrāzī, Šadd al-Izār 稱贊していることに關しては、 TAM (tauḍīḥāt): 141—42 證人記名には "[Xwāğa Rašīd]" とされている〔一二七頁〕。

- 〔RIBⅡ:56〕を傳えている。 アブー・サイードが彼の下に 表 敬の 使節 を送っていたことイトのシーア派傾向を 改めさ せた 逸話〔RIBⅡ:57―62〕、金齢の彼を訪問したイブン・バトゥータは、彼がオルジェ
- 京大學出版會、一九九一年に同題で再錄。三六八~六九頁)三四-四(一九七六)、九五頁(同『モンゴル時代史研究』東(26) 本田實信、「イルハンの冬營地・夏營地」、『東洋史研究』
- (双) GX/a:114—117;/b:478—481. cf. 岩武 一九八九:二七。宿泊施設としての機能で、ガザンのものは旅行者に重點を五人を居住させるのに對し、ヤズドのものは貧しいサイイドニでは異なっている。

77

- (28) Bausani 1968:543—44. 彼に從い坂本氏も同様の見解 を取る〔坂本 一九七四:三五〕。また、Spuler, B., Die Mongolen in Iran, 4th ed., Leiden, 1985, p.157, Lambton 1988:255 等も同様である。
- (29) この點に關して、中國のモンゴル政權に關してではある(29) この點に關して、中國のモンゴル政權に關してでは為数をが、杉山正明氏の次の言が參考となる。「モンゴルは宗敎を委任した」(杉山正明氏の次の言が參考となる。「モンゴルは宗敎を委任した」(杉山正明氏の次の言が參考となる。「モンゴルは宗敎をで、杉山正明氏の次の言が參考となる。「モンゴルは宗敎をの話に關して、中國のモンゴル政權に關してではある(2015)と

- (31) 著名な事件であるが、確認しておくと、まず、イラーケ・八(一九七九)、一三八頁参照。出自はウイグル人であった。し、常に帝王ガザンの御前でそのマズハブを支持していた」に、常に帝王ガザンの御前でそのマズハブを支持していた」を群について――II Khān 國史上における Ghāzān Khān 政權の中後群について――II Khān 國史上における Ghāzān Khān 政権の中で成長、常に帝王ガザンの御前でそのマズハブを支持していた」で、常に帝王ガザンの御前でそのマズハブを支持していた」
- (31) 著名な事件であるが、確認しておくと、まず、イラーケ・ファブ全地域でフトバからアリー以前の三名のカリフの名をアラブ全地域でフトバからアリー以前の三名のカリフの名をザーンに「いざや善行のために來れ」の一句を附け加えたザーンに「いざや善行のために來れ」の一句を附け加えた「TU/ms:179a;/tx:100]。また、MA/ms:258b;/tx:272 参照。
- (3) Madelung, W., "The Spread of Māturīdism and Turks", Actas do IV Congresso de Estudos Árabes e Islâmicos, Coimbra-Lisboa 1968, Leiden, 1971, pp. 109—168 (idem., Religeous Schools and Sects in Medieval Islam, Variorum Reprints 1985 に再錄。この論文のイランに關する記述は、idem., Religious Trends in Early Islamic Iran, Albany, N. Y., 1988, pp. 26—38 に要約されている)。 Arjomand, S. A., The Shadow of God and the Hidden Imam, Chicago and London, 1984, pp. 28—29 も彼に基づき記述する。この對立、抗争のためニシャブールはモンゴル侵入

- 以前に旣に崩壞していたし、イスファハーンがモンゴルに占領されたのもこれに 起因 して いた(Bulliet, R. W., *The Patricians of Nishapur*, Cambridge Mass., 1972, pp. 76—81, Woods, J. E., "A Note on the Mongol Capture of Isfahān", *JNES* 36(1977), pp. 49—51)。
- (3) Bausani 1968:543,544. ハーフィゼ・アブルーに基づく (ZĞT:102—03n.]。そのオリジナルの記述はカーシャーニー Lambton 1988:255 も同見解である。
- (34) 羽田 一九九〇:六參照。
- (%) Madelung 1971:155—164.
- (36) 第1章第1節に引用した記述以外に、Ğami' al- Tawārixの年代記部分の七〇二年のシリア行軍の記事では、Mašhad-i 到着を記述するが〔ĞT:353〕、ダールッスィヤーダ建造にか 到着を記述するが〔ĞT:353〕、ダールッスィヤーダ建造にか かわる記述は一切ない。

78

- Aubin 1975:112; 岩武 一九八九:二四參照。 あったヤズドのニザーム家の例を擧げることができる。特に(37) 第Ⅲ章第2節で示される例以外にも、シャーフィイー派で
- 羽田 一九九○:一五─一八。 九九一に「スルターニーヤの建設」として再錄。三五一頁)、 九九一に「スルターニーヤの建設」として再錄。三五一頁)、 年記念東方學論集』(一九八七)、七四○~四一頁(本田 一
- たな據點ケルマーンにジャーミとダールッスィヤーダを建造(3) MI:209―10; TAM:57―58. 七五二年/一三五一年に新

- (4) Allen, T., A Catalogue of the Toponyms and Monuments of Timurid Herat, Cambridge Mass., 1981, p. 156 (no. 531).
- (42) 羽田 一九九〇参照
- (3) Mez, A. (trans. by Khuda Bukhsh, S. & D.S. Margoliuth), The Renaissance of Islam, London, 1937, pp. 148 —49. ナキーブの職務に關しては、マーワルディー著「統治の諸規則」」、『イスラム世界』二二(一九八四)、武譯「統治の諸規則Ⅱ」、『イスラム世界』二二(一九八四)、八三~九〇頁(第八章名門家族の後見人(ナキーブ)制度)。
- (4) Lambton 1988:319. なお、ニシャプールにおいて、一一世紀の初頭に、ナキーブ職を保持していた家系が、ナキーブ職を争う裁判に敗訴して、その地を離れてサブザヴァールに職を争う裁判に敗訴して、その地を離れてサブザヴァールにするとともに政治的・社會的に重要な役割を果たしていたことが知られている(Aubin, J., "L'aristocratie urbine dans l' Iran seldjoukide: L'example de Sabzavâr", Mélanges offerts à René Crozet, Poitiers, 1966, pp. 326—27., Bulliet 1972:235)。都市單位にナキーブが存在し、一家系がその職を保持する、都市におけるナキーブのありかたを示すよい例を保持する、都市におけるナキーブのありかたを示すよい例を保持する、都市におけるナキーブのありかたを示すよい例

(も) "Maktūb kih bar ahālī-yi Sīvās niwišta-ast dar bāb-i

- Dar al-Siyāda-yi Ġāzānī kih dar ānǧā vāqi ʿast', Mukā-tabāt-i Rašidī. ed. Muḥammad Šafī, Lahore, 1947, pp. 156—59 (no. 28). その文面に「建造者は亡くなり、イルハン國の柱石たちは變わってしまったが(bā wuǧūd-i maut-i bānī wa taġaiyur-i arkān-i Īlxānī)」という文言(一五八頁)があることから、オルジェイト治世に書かれたものと知れる。
- (4) Bausani 1968:543; Arjomand 1984:29; Spuler 1985: 158.
- (47) MA/ms:258b;/tx:271—72 は、彼のニスバを「アブハルとザンジャーン出身(az Abhar [ms:Abḥar] wa Zangān)」とする。
- (8) タージュッディーン・アーヴァジーが高位を占めたのは、(8) タージュッディーン・オーヴァジーの有力な協力者であったからであろう。カーシャーニーは、彼を「〔サァドゥッディーンの〕最大の支柱(rukn-i a'ṭam)」と呼んでおり〔TU/ms:189b;大の支柱(rukn-i a'ṭam)」と呼んでおり〔TU/ms:189b;大の支柱(rukn-i a'ṭam)」と呼んでおり〔TU/ms:189b;大の支柱(rukn-i a'ṭam)」と呼んでおり〔TU/ms:189b;大の支柱(rukn-i a'ṭam)」と呼んでおり〔TU/ms:189b;

刑されたと説明しているが [MA:272;ZĞT:102]、シーア派 得、着服していた」こと等が裁判(yārgu)で明らかになっ 支持色の強い、カーシャーニー、'Umdat al-Tālib は、ラ たちの反感を引起さないような周到な陰謀によって、ナジャ 照)。 このように、 タージュッディーンがサイイドへの支給 もこれを記すが、それはラシードが高官職を條件にその實行 ちに引渡されチグリス河岸で撲殺された。'Umdat al-Tālib ば、彼は、Mašhad-i Muqaddas〔ナジャフ〕のサイイドた 接の原因ではなかったことが 判明 する。 ワッサーフによれ が裁判で受入れられたこと、そしてシーア派採用の責任が直 たためとしていて [TW:538]、ラシードの中傷の内容とそれ イドや他の人々の金錢から三○萬ディーナールを橫領、取 て、ラシードの協力者の一人であったワッサーフも、「サイ [TU/ms:192a-b;/tx:131—33; 'Uţ:377—78]。 ルネ以りら (nasab-nāma) に細工をして處刑に至らしめたとしている ドたちに對し彼を中傷して孤立化させ、 さらに 彼の 系譜 書 シードが個人的恨みから、Mašhad〔ナジャフ〕のサイイ であったことが判る。 フのサイイドたちの支持を失ったことが彼の死の直接の原因 を横領できる立場にあったこと、およびラシードのサイイド を何人かのサイイドに依頼した末のことであった(註(51)參

派に從うようにしたことを記しており〔TU/ms:192b; /tx:下が怒り、ハンバル派のカーディーを廢してシャーフィイートが怒りにしたバグダードのハンバル派に對してオルジェイ(4) カーシャーニーは、處刑後のタージュッディーンの死體を

132—33]、また、イブン・バトゥータの記事から(註(25)参 (152) では、一時はスンナ派が復權したことが判る。しかし、この (153) では、イブン・バトゥータの記事から(註(25) では、 にことをも示している(cf. Arjomand 1984:281n.)。その後 にことをも示している(cf. Arjomand 1984:281n.)。その後 の状況は不明確であるが、シーア派形式の貨幣が發行され の状況は不明確であるが、シーア派形式の貨幣が發行され では、では、が判っており(Blair, S. S., "The Coins of にはは、 11khanids: A Typological Analysis", JESHO 26 (1983)、pp. 297—99、Weiers、M., "Münzaufschriften auf Münzen mongolischer II-Khane aus dem Iran, Teil zwei", UAJ 4 (1984)、pp. 176—77 no. 30, 179 no. 32)、 スンナ派の完全な復權はアブーサイードを待たねばならない といえる(cf. Spuler 1985:159;Lambton 1988:255)。

- (5) イブン・バトゥータにおいて、この語が「代理」を表す 80(5) イブン・バトゥータにおいて、この語が「代理」を表す 80
- (51) 他の二名 Ğalāl al-Dīn al-Faqīh, Naṣīr al-Dīn Muṭahhar b. Šams al-Dīn Muḥammad al-Awharī 〔<Abharī〕のうち、前者はラシードにタージュッディーンの 處刑の 實行を"niqābat wa qaḍā" wa ṣidārat" と引換えに依頼されるが斷った〔"Uţ:378〕(註(8)参照)。
- 七五頁、同「ジャライル朝のモンゴル・アミールに就いて」『小野勝年博士頌壽記念東方學論集』(一九八二)、三五九~信「モンゴルの遊牧的官制――ユルトチとブラルグチ――」(52) Dastūr al-Kātib に關しては、我が國において、本田實(52)

『内陸アジア・西アジアの社會と文化』(一九八三)、六九七「内陸アジア・西アジアの社會と文化』(一九八三)、六五百の二論文に計一五通の任命書の邦譯が提出されて『内陸アジア・西アジアの社會と文化』(一九八三)、六九七「内陸アジア・西アジアの社會と文化』(一九八三)、六九七『内陸アジア・西アジアの社會と文化』(一九八三)、六九七『内陸アジア・西アジアの社會と文化』(一九八三)、六九七

- ーンのナキーブであることを示す奪稱である。 ジャマールッディーン・ムルタダーに冠されたのはカーシャブ」であり(註(1)参照)、カーシャーンのワクフ文書上で(3) Širāz-nāma に記載さ れるのは「ファールスの大ナキー
- (54) ワクフの管理・監督の職(註(21)参照)同樣、役職や職名(54) ワクフの管理・監督の職(註(21)参照)同樣、役職や職名
- (5) "Kāšī" は、カーシャーン Kāšān 出身、居住を示すニス
- (5) 'Abd-allāh Qazwīnī Rāzī, Kitāb al-Naqd, ed. Muḥaddis, Tehran, 1358/1979 (2nd ed.), p. 198.
- 「(57) Quiring-Zoche, R., Isfahan im 15. und 16. Jahrhundert, Freiburg, 1980, pp. 228—29. ŽGT:205 に掲載された七三九年/一三二八一三九年頃の各地の支配者リストに「イスフル年)の「中国」と「加速した」と「加速した」と「加速した」といる。

al-Din Lunbānī [〉LBNANY]、 深よび čahār-dānga と dudānga の名望家層(akābir)が、その地域の掌握を行った (ba-ḍabṭ-i wilāyat qiyām namūdand)」と記され、TAM: 68 も「その地のワーリー(wālī)だった」と記され、TAM: 68 も「その地のワーリー(wālī)だった」と記す。さらに、MA/ms:276b; /tx:316 は「〔シャイフ・アブーイスハークはイスファハーンの〕ハーキムの職(hukūmat)をその地方の最も榮光あるサイイド amīr Muḥammad Šahristāna の息子である Amīr-Amīrān に與え、彼を慰撫し、自分の姉妹の子を彼と結婚させた」と述べており、支配の契機が判る。'Imād al-Dīn Lunbānī は、TŠU:176 に 'Imād al-Dīn Maḥmūd として現れ、Mīr-Mīrān のヴァズィールとされている。"čahār-dānga"と "du-dānga" に關しては、村落の名稱という記もあるが(Quiring-Zoche 1980:24n. 参照)、筆者は、イスファハーンを二分する、おそらく街區を基にし者は、イスファハーンを二分する、おそらく街區を基にしま、黨派を指すものと考える〔cf. TAM:103〕。

81

- (窓) Bausani 1968:545—49; Arjomand 1984:27—31, 66—84. (9) Lapidus, I.M., Muslim Cities in the Later Middle Ages, Cambridge, Mass., 1967, pp. 111—12, 136, Madelung 1971:164—67, Escovitz, J. H., The Office of Qaḍt al-Quḍat in Cairo under the Baḥrt Mamluks, Berlin, 1984, pp. 20—28. 直接には、アッパース朝カリフ、ムスタンシル Mustanṣir が一二三四年パグダードにスンナ派四マズハブのためのマドラサを建造したことに遡ると思われる [cf. Madelung 1971:164]。
- (60) その權限が縮小していたことが指摘されている(Roemer,

H. R., Staatsschreiben der Timuridenzeit, Wiesbaden,

社會」、『世界歷史八』、岩波書店、一九六九年、三一一頁)。 ないとされていた (ibid., 144, 閉野英二、「ティムール朝の 職であるサドル職に就任しうるのもサイイドでなければなら 1952, pp. 49—52, 149)。一方、その上位に位置する最高の官

(る) Golombek-Wilber 1988:328—31 (no. 90).

の一部である。〉

#### THE DĀR AL-SIYĀDA OF ĠĀZĀN XĀN

#### IWATAKE Akio

We have hardly any information about the institution called 'dār al-siyāda,' whose prototype is said to consist in those founded by  $\dot{G}$ āzān Xān. This paper examines the function of the dār al-siyādas of  $\dot{G}$ āzān, his purpose in founding them, and the influence of their foundation on the Iranian society. The author's conclusions are as follows:

- 1. In rağab 702 (February or March 1303), Ġāzān founded the dār al-siyādas in ten cities. They had two functions; one was as lodgings for sayyids, and the other as service centers performing charity for sayyids, based on the waqf-endowment.
- 2. The foundation of the dār al-siyādas took place in the last stage of Ġāzān's administrative reforms. He founded them not owing to his respect for shi'ism, but as a social policy towards the Iranian city-societies. He considered sayyids as representatives of the authority of the Islam because of their being descendants of the Prophet, and he installed them as a balance between the various cliques in conflict in society. By protecting sayyids through the dār al-siyādas, the Mongolian state which was newly converted to the Islam, attempted to control the Iranian Islamic city-societies.
- 3. This social policy was taken over in the reigns of Ūlǧāitū and Abū sa'īd, and even further on under the Ğarāirids, while the office of naqīb, which controlled sayyids, was increasingly centralized. In consequence, the status of sayyids was raised both in the state and in the societies.